

§ 2 一般募集(二次募集)

全日制の課程(インクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。)及び定時制の課程(夜間を除く。)については、各教育長が必要と認める場合、次のとおり、二次募集を行う。

I 志願資格

前記 § 1 の I に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和 9 年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

二次募集を行う高等学校の学科等及び募集人員については、各教育長が別に定める。

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第 1 号様式の 1 又は 2)の受付時間は、次のとおりとする。

課 程	募 集 期 間	受 付 時 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和 9 年 3 月 2 日(火)及び 3 月 3 日(水)	3 月 2 日(火)は、午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで 3 月 3 日(水)は、午前 9 時から正午まで
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		3 月 2 日(火)は、午後 2 時から午後 7 時まで 3 月 3 日(水)は、午後 2 時から午後 4 時まで

※ 定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程において、二次募集は実施しない。

III 志願手続

1 志願の範囲

志願の範囲は、前記 § 1 の III の 1 の規定を準用する。

2 志願の手続

(1) ア 志願者

志願者は、紙による入学願書(第 1 号様式の 1 又は 2)に中学校長の職印の押印を受け、前記 II の 2 の期間内に志願先の高等学校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、特色検査(面接)を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に併せて提出する。

志願者は、志願先の高等学校の設置者が別に定める受検料を次の区分に従い納付する。

(ア) 入学願書に添えて、志願先の高等学校で納付する。

(イ) 一般募集(共通選抜)、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集、中途退学者募集及び別科に志願して合格となっていない者が志願しようとする場合は、定められた受検料を改めて納付しなければならない。

イ 中学校長

中学校長は、入学願書に記載された内容に誤りがないこと、志願資格を満たしていることを確認した上で、入学願書(第 1 号様式の 1)の中学校長の証明・確認欄又は入学願書(第 1 号様式の 2)の中学校長の証明・同意・確認欄に職印を、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印を押印し、入学願書を志願者に交付する。

ウ 志願先の高等学校長

志願先の高等学校長は、志願資格を満たしていることを確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願先欄)に職印を押印し、受検票を志願者に交付する。

(2) 志願について、県教育長の承認を必要とする者は、後記 VI に定める。

(3) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(4)から(7)の規定を準用する。

3 通学区域

(1) 二次募集における横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科に係る通学区域は、横浜市教育委員会教育長が別に定める。

(2) 二次募集における川崎市立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の普通科に係る通学区域は、川崎市教育委員会教育長が別に定める。

4 中学校長が行う手続

(1) 中学校長が提出する書類

中学校長は、別記「令和9年度調査書作成上の注意」に基づいて、志願者の調査書(第11号様式)を作成し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。ただし、18歳以上(令和9年4月1日現在)の者については、調査書の提出を要しない。

なお、二次募集の志願者の調査書については、中学校等で厳封した上で、志願者が持参することも可とする。

(2) 調査書の提出期間及び受付時間

課 程	提 出 期 間	受 付 時 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和9年3月2日(火)から 3月8日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		午後2時から午後7時まで

(3) 中学校長が行うその他の手続は、前記 § 1 のⅢの4の(3)の規定を準用する。

5 高等学校長が行う措置

高等学校長は、次の期間に志願者数等の数を集計し、公表する。

課 程	期 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間) 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和9年3月3日(水)から3月5日(金)まで 受付時間の終了後、速やかに志願者数等を公表する。 ただし、3月3日(水)及び3月5日(金)は、県教育委員会の記者発表後、速やかに公表する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、一般募集(共通選抜)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、二次募集を実施する前記 § 1 のⅢの1の(1)のイからオによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	受 付 時 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和9年3月4日(木) 及び3月5日(金)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		3月4日(木)は、午後2時から午後7時まで 3月5日(金)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで

3 志願変更の手続

(1) 一般募集に志願変更する場合の手続は、前記 § 1 のⅣの3の(2)の規定を準用する。

(2) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願変更する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 志願変更者は、志願変更願(第13号様式)に中学校長の職印の押印を受け、受検票と併せて、前記2の期間内に志願先の高等学校長に提出する。志願変更者は、志願先の高等学校長から入学願書等の書類の返還を受け、入学願書及び受検票の志願先欄に記入した事項を抹消する。

イ 志願変更者は、紙による入学願書(第2号様式の3)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集面接シート(第33号様式)、返還を受けた入学願書、その他の返還された書類及び受検票と併せて、前記2の期間内に志願変更先の高等学校長に提出する。

ウ 志願変更先の高等学校長は、志願資格を満たしていることを確認し、入学願書の内容を審査する

- とともに受検料を納付していることを確認し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願変更先欄)に職印を押印し、受検票を志願変更者に交付する。
- (3) その他の志願変更の手続は、前記 § 1 のⅣの 3 の(3)から(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、単位制による全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)においては、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。ただし、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)にあつては、当該高等学校長は、18歳以上(令和9年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査(面接)を実施できるものとする。

全日制の課程(クリエイティブスクール)及び単位制による全日制の課程(クリエイティブスクール)においては、特色検査(面接)を実施する。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

課 程	検 査 の 期 日
全日制の課程 単位制による全日制の課程 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間) 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和9年3月9日(火)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。ただし、施設の状況等により会場を追加・変更する場合がある。

4 検査の時間

- (1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、単位制による全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)
- ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
9:00～ 9:10	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
9:20～ 9:50	外国語(英語)	30分	
10:05	(予鈴)		
10:10～10:40	国 語	30分	
10:55	(予鈴)		
11:00～11:30	数 学	30分	

なお、定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
10:25～10:35	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
10:40～11:30	作 文	50分	

イ 特色検査(面接)

特色検査(面接)の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

- (2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)及び単位制による全日制の課程(クリエイティブスクール)特色検査(面接)の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

5 選考の方法

- (1) 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)

不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における学習の記録(クリエイティブスクール、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校においては、評定を除く。)及び学力検査(クリエイティブスクールにおいては、特色検査(面接))の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に二次募集の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数ま

で、合格者を決定する。当該高等学校が、特色検査(面接)を実施した場合は、特色検査(面接)の結果も選考の資料とする。

なお、県立横浜国際高等学校においては、国際科国際バカロレアコースにおける海外帰国生徒特別募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで合格者を決定する。

(2) その他

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

その他の選考の方法については、前記 § 1 の V の 6 の (2) のアの (オ) 及び 7 から 9 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

課 程	合 格 者 の 発 表 の 日 時	場 所
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和9年3月12日(金) 午前10時から正午まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その 志願変更先)
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)	令和9年3月12日(金) 午後3時から午後6時まで	

VI 県教育長の志願の承認

県教育長の志願の承認のうち、次に記載する以外の内容については、前記 § 1 の VII の規定による。

課 程	承 認 申 請 期 間	受 付 時 間	提 出 先
全日制の課程 単位制による全日制の課程	令和9年2月26日(金)から 3月3日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで ただし、3月3日(水)は 午前9時から正午まで	県教育委員会 教育局指導部 高校教育課
単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和9年3月2日(火) 及び3月3日(水)	午前9時から正午まで	願書提出時に、志願先の 高等学校
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		3月2日(火)は午後2時から 午後7時まで 3月3日(水)は午後2時から 午後4時まで	

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 の IX の 1 の (2) 及び 2 から 4 の規定を準用する。